

PRESS RELEASE

2017. 10. 11

一般社団法人静岡県信用金庫協会

静岡県内12信用金庫のATMからの出金制限の実施について

～～金融詐欺被害防止対策～～

(一社)静岡県信用金庫協会の傘下の12信用金庫は、高齢者がキャッシュカードと暗証番号を犯人に渡してATMから現金を引き出されてしまうという「キャッシュカード詐欺」被害を防止するため、緊急対応として、平成29年11月1日(水)より、キャッシュカードからの引出し限度制限を実施します。詳細は下記のとおりです。

記

次のお客様はATMでの1日の現金引出しが50万円までとなります。

(1) 対象となるお客さま

① 70歳以上、かつ

② ATMで一定期間、1日当たり50万円超の引出しをされていない口座のお客さま

(2) 対応開始時期

平成29年11月1日(水)より

(3) 上記のお客さまがATMでの1日の現金引出しの増額を希望される場合

平日の営業時間内に各金庫の窓口へお申し出いただき、本人確認のうえ引出し金額を増額させていただきます。

★ (一社)静岡県信用金庫協会会長の御室健一郎(浜松信用金庫理事長)のコメント

「静岡県の信用金庫では、『預手(よて)プラン(高齢者に対する預金小切手利用の推奨)』の推進のほか、本年3月からは『キャッシュカード振り込み機能の一部利用制限』の実施により高齢者を狙った振り込み詐欺などの特殊詐欺被害防止に努めているが、金融犯罪手口の巧妙化により『キャッシュカード詐欺』が増加していることに鑑み、今回の措置に踏み切ったものである。お客さまにはご不便をおかけすることになるが、お客さまの大切な財産を守るためのもので詐欺被害の防止の成果が更に高まることが期待できることから、何卒、ご理解いただきたい。

今後も静岡県の信用金庫は地域の金融機関として警察や自治体に積極的に協力し、県内の409店舗のネットワークを生かした社会貢献を果たしていきたい。」

[お問い合わせ先]

(一社)静岡県信用金庫協会

電話：054-255-5530